

議案第 2 号

沖縄県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和3年7月29日提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

理 由

南風原高等学校普通科郷土文化コースの特色化・魅力化の取組を推進し、広く県全域から県の芸術・文化を担う志願者を募集するため、規則を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「普通科」の次に「（南風原高等学校普通科郷土文化コースを除く。以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

南風原高等学校普通科郷土文化コースの特色化・魅力化の取組を推進するため、広く県全域から県の芸術・文化を担う志願者を募集する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 島尻学区の南風原高等学校普通科郷土文化コースの通学区域を県全域へ変更する。(第2条関係)
- (2) この規則は、令和4年4月1日から施行する。(附則)

4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条
- (2) 沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号)第6条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第7号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>第1条（略）</p> <p>（学区）</p> <p>第2条 全日制の課程の普通科（南風原高等学校普通科郷土文化コースを除く。以下この条において同じ。）の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる地域については、県全域とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第3条～第5条（略）</p> <p>別表第1・別表第2（略）</p> <p>別記様式（略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（学区）</p> <p>第2条 全日制の課程の普通科_____の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる地域については、県全域とする。</p> <p>2 高等学校の入学者選抜のための学力検査による選抜の結果、合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集（以下「第2次募集」という。）に係る全日制の課程の普通科の学区については、別表第1の規定にかかわらず、県全域とする。</p> <p>3 全日制の課程の普通科以外の学科の学区は、県全域とする。</p> <p>第3条～第5条（略）</p> <p>別表第1・別表第2（略）</p> <p>別記様式（略）</p>

（注） 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年法律第百六十二号)

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならぬ。

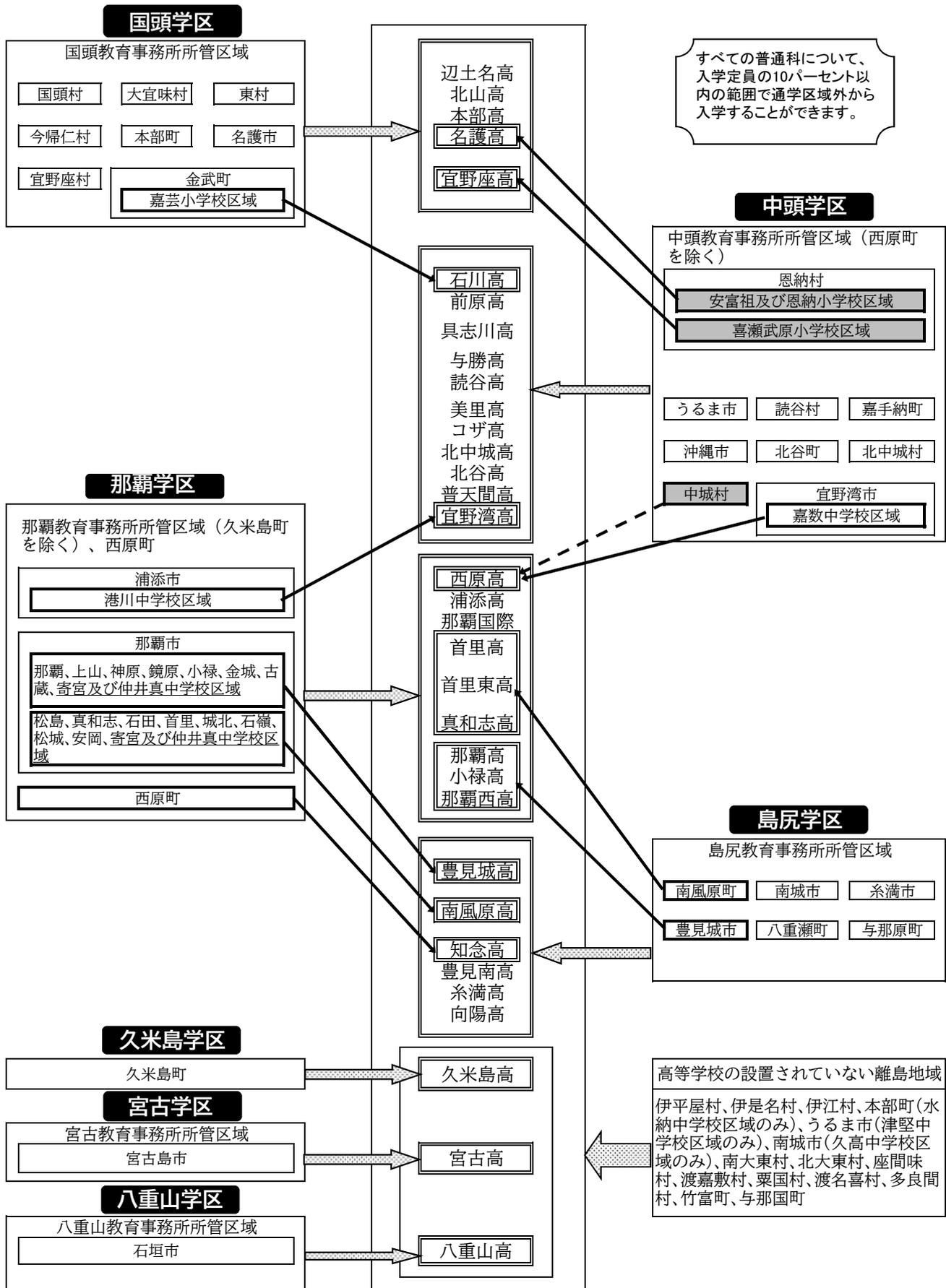
○ 沖縄県立高等学校管理規則 (平成12年教育委

員会規則第7号)

(通学区域)

第6条 学校の通学区域は、沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則 (平成16年沖縄県教育委員会規則第7号) の定めるところによる。

全日制課程普通科の通学区域



※ は、各学区から受検できる高校を表します。
 ※ は、平成16年度入試まで受検できた高校について、17年度の改正以後も受検できることを表します。
 ※ は、令和3年度入試の変更点になります。
 ※ 全日制普通科以外の専門学科、総合学科の通学区域は、全県域です。
 ※ 今回改正 令和4年度入試から、南風原高等学校普通科（郷土文化コースのみ）の通学区域が、全県域になります。